

ラオス (Lao People's Democratic Republic)

中絶政策の主な特質

中絶の許可条件

女性の生命を救うため	○
身体的健康を維持するため	×
精神的健康を維持するため	×
強姦または近親姦	×
胎児の障害	×
経済的または社会的理由	×
女性の要請 (オン・リクエスト)	×

追加要件:

保健省からの特別な許可が必要である。

リプロダクティブ・ヘルスに関する諸状況

出生率に対する政府の考え	高すぎる
出生率に対する政府の介入	低下させる
避妊具・薬の使用に関する政策	提供なし
有配偶女性の近代的避妊実行率 (15-49 歳、1996)	15*
合計特殊出生率 (1995-2000)	5.8
年齢別出生率 (15-19 歳の女子人口千対、1995-2000)	104
以下に対する政府の特別の関心の有無	
中絶に起因する疾病と死亡	..
妊娠・出産による合併症	○
妊産婦死亡率 (出生 10 万対、1990)	
ラオス	650
東南アジア	440
女性の平均寿命 (1995-2000)	54.5

*国全体を現していない。国全体の実行率はおそらく表示の数字より低い。

背景

ラオスの中絶は 1990 年に発効された刑法に規定されている。この刑法では、中絶は一般に非合法である。他人に対して中絶を行った者は 2-5 年の禁固刑に処せられる。違反者が常習的にそうした中絶を行ったり、違法中絶が女性の健康を害したり、死に至らしめた場合は 5-10 年の禁固刑である。自己中絶を行ったり、他人に違法中絶させた女性は、3 ヶ月から 3 年の禁固刑である。それにもかかわらず、刑法は中絶禁止に関するいかなる例外も表現していないが、一般刑法における緊急の必要性のもと、妊婦の生命を救う場合には中絶が許される。

相当な人口流出と、人口密度の低さのために、政府は過去に人口増加・出産奨励の立場をとっていた。しかし、これは 1991 年 3 月の第 5 回党大会で公表された 1995-2000 年の開発 5 ヶ年計画で変更が出された。その会議において、人口増加は、人々の福祉向上のためには経済発展と相まっていなければならないということが確認された。開発計画では、母子保健とバース・スペーシング (出産間隔を空ける) のためのサービスを含む総合的な公衆

衛生サービスの必要性を強調した。また同計画は、大家族は女性と子供の健康にマイナスの影響をもたらし、経済発展に対する女性の貢献を阻むものでありうる、とした。

1988年、政府は、母子保健の向上の手段としての家族計画（バース・スペーシング、出産間隔を空ける、としている）政策を承認し、その結果、避妊具・薬の販売と配布を認可した。1990年には、母子保健の向上と違法中絶を防止するために、保健・社会福祉省はビエンチャンにある2つの主な病院内の母子保健センター、及び各県の1つか2つの母子保健センターという非常に限られた場所で、避妊サービスを提供し始めた。しかし、こうしたサービスは限られた避妊法の選択肢を提供するにすぎなかった。避妊サービスは、余裕のある人々であれば、特に首都においては商業的なアウトレットで入手可能である。避妊の普及と知識に関するデータは、ほとんど存在せず、ビエンチャンの比較的恵まれた地区で行われた非常に限られた KAP（知識、態度、実行）調査があるのみである。この調査でインタビューを受けた者の4分の3は、一つも避妊法を知らなかったと答えている。こうした事例と高い出生力という現状は、避妊実行率がかなり低いことを示している。リプロダクティブ・ヘルスおよび家族計画の実践に関する定性的な調査は行われていない。中絶後の合併症の高い発症と病院での不妊手術への要望の高さからわかるように、避妊サービスに対する需要は十分に答えられていないと考えられる。

リベリア (Liberia)

中絶政策の主な特質

中絶の許可条件

女性の生命を救うために	○
身体的健康を維持するために	○
精神的健康を維持するために	○
強姦または近親姦	○
胎児の障害	○
経済的または社会的理由	×
女性の要請 (オン・リクエスト)	×

追加要件:

中絶は、2名の医師によりその必要性が正当化されない場合は行うことができない。2名の医師のうち1名は中絶を行う医師である。2名の医師による証明書は、中絶が行われる病院か、もし病院で行われない場合は、保健大臣に提出されねばならない。妊娠が強姦あるいは近親姦による妊娠の場合は、中絶を行う前に郡司法官か警察に同証明書を提出せねばならない。以上の手続きを怠って中絶が行われた場合、違法とされる。

リプロダクティブ・ヘルスに関する諸状況

出生率に対する政府の考え	高すぎる
出生率に対する政府の介入	低下させる
避妊具・薬の使用に関する政策	直接的支援を提供
有配偶女性の近代的避妊実行率(15-49歳、1986)	6
合計特殊出生率(1995-2000)	6.3
年齢別特殊出生率(15-19歳の女子人口千対、1995-2000)	213
以下に対する政府の特別の関心の有無	
中絶に起因する疾病と死亡	○
妊娠・出産による合併症	○
妊産婦死亡率(出生10万対、1990)	
リベリア	560
西アフリカ	1020
女性の平均寿命(1995-2000)	48.5

背景

1976年にリベリア刑法 (Liberian Penal Law of 1979) が改正され、第16.3条で、妊娠の継続が母親の身体的あるいは精神的健康を著しく阻害する場合、または、出生する子どもに深刻な身体的あるいは精神的欠陥が予測される場合、あるいは妊娠が強姦、近親姦その他犯罪的行為の結果である場合を除いて、人工妊娠中絶 (中絶) を禁止している。16歳以下の少女との性交は、犯罪とされる。

中絶を実施する医師を含めて2名の医師による中絶の正当性を認める証明書が必要である。証明書は事前に、中絶が行われる病院か、もし病院で行われない場合は保健大臣へ提出されなければならない。中絶が犯罪的行為の結果である場合は、郡司法官あるいは警察へも同じ証明書を提出することになっている。これらの要件のいずれを怠った場合も、中絶は合法性が認められないこととなる。

違法行為に対してはさまざまな罰則が科せられる。非合法の中絶を行ったものは第3級の犯罪者とされ、妊娠24週を過ぎてからの中絶であれば、第2級犯罪となる。妊娠24週を過ぎてから女性が故意に自己中絶を行ったり、中絶を目的に器具や薬剤を使用したり、あるいは乱暴を行った場合、第3級犯罪として罰せられる。妊娠24週をすぎたかどうかを問わず、女性が中絶の目的で器具や薬剤を使用したり、あるいは乱暴したりするのを知りながら、手助けをした人は、第3級犯罪として罰せられる。女性が妊娠していなかったとしても、また、中絶をさせたものが妊娠の事実を知らなかったとしても、女性に対し中絶させるのと同じ行為を行った場合、第3級犯罪とされる。この法律第16.3条では、受精以前もしくは受精時あるいは直後に、着床を妨げたりその他の方法で妊娠を防ぐための様々な薬剤や薬品の処方、取り扱い、販売をすることについては、適用されないとしている。

リベリア政府は非合法中絶率が高いことを憂慮し、家族計画事業の主要な目標として非合法中絶の低減を明確に掲げている。非合法中絶は都市部の十代女性の間で高率となっている。1984年にモンロビアで実施された調査では、14歳から21歳の女性の妊娠経験者のうち学生では50%以上、学生以外でも20%が中絶の経験者であった。

家族計画サービスは保健社会福祉省とリベリア家族計画協会が提供している。結婚の有無に関わらず思春期層に対しての避妊サービスも認められている。政府の目標は、西暦2000年までに避妊を望むすべてのカップルおよび個人に避妊サービスを提供することである。現在リベリアの避妊実行率は非常に低い。1986年に実施されたリベリアの人口・保健調査（DHS）では、出産可能年齢にある女性で、近代的避妊法を使用しているものはわずか6%であった。

ルーマニア (Romania)

中絶政策の主な特質

中絶の許可条件

女性の生命を救うため	○
身体的健康を維持するため	○
精神的健康を維持するため	○
強姦または近親姦	○
胎児の障害	○
経済的または社会的理由	○
女性の要請 (オン・リクエスト)	○

追加要件:

妊娠初期の間の中絶は、要請により許可される。それ以後については、治療目的を理由とする場合のみ合法中絶として実施することができる。合法中絶の施術は、病院または医療施設において、産婦人科医によってのみ行われなければならない。

リプロダクティブ・ヘルスに関する諸状況

出生率に対する政府の考え	低すぎる
出生率に対する政府の介入	高める
避妊具・薬の使用に関する政策	直接的支援を提供
有配偶女性の近代的避妊実行率 (15-44 歳、1993)	14
合計特殊出生率 (1995-2000)	1.2
年齢別出生率 (15-19 歳の女子人口千対、1995-2000)	36
以下に対する政府の特別の関心の有無	
中絶に起因する疾病と死亡	○
妊娠・出産による合併症	—
妊産婦死亡率 (出生 10 万対、1990)	
ルーマニア	130
先進国	27
女性の平均寿命 (1995-2000)	73.9

背景

ルーマニアではじめて中絶が合法化されたのは1957年で、政府は法律を作成、妊娠3ヵ月以内の中絶であれば要請により認可され、料金30レイを支払う必要があった。中絶を合法化した目的は、女性の健康を守り、子供産む産まないについて自己決定権を与えることであった。

1966年に政府は、政策を劇的に変更した。その後、人口増加率の低下に関心を寄せた政府は、1966年、出生率増加のため多くの対策を導入した。これらの対策には、ある一定の状況内でのみ中絶を認め、避妊具・薬の販売・輸入の禁止、および大家族に対する手当ての増加が含まれた。1966年9月29日制定の第770条により、次のような状況に対する中絶に限った：i) 妊娠の継続が、他の方法では防ぐことができない生命への重大な危険を妊婦に及ぼす場合、ii) 父母のどちらか一方に、重大な遺伝的疾患または重大な先天的奇形を引き起こす可能性のある病気がある場合、iii) 妊婦に重大な身体的、精神的、感覚的障害がある場合、iv) 妊娠が強姦または近親姦の結果生じた場合、v) 妊婦の年齢が45歳を越えている場

合(1972年に40歳に引き下げられたが、1984年には42歳に引き上げられた)、vi)妊婦がすでに、少なくとも4人の子供を出産し、育児責任を負っている場合。

妊婦の生命を救うための中絶を除き、合法中絶は、医学委員会の同意を必要とし、妊娠3ヵ月以内に、産婦人科専門医によって、特別保健病棟で行われねばならない。違法中絶を行った者に加え、違法中絶を受けた女性は、罰金および禁固刑に処せられる。

合法中絶ならびに近代的避妊具・薬入手に対するこの突然の厳しい規制により、ルーマニアにおける出生率は、即座に、しかも短期的に影響を受けることになった。粗出生率は増加し、中絶件数は、1966年に973,000だったが、1967年には206,000へと激減した。しかし、出生率は1967年には再び減少しはじめ、1983年には1966年のレベル(人口1000対14.3)にもどった。政府の中絶規制にもかかわらず、1967年には中絶割合は上昇しはじめた。これは、一部、違法中絶の闇組織の存在によるものである。

人口政策が効果的でないことに気づいた政府は、出生率を増加させ、中絶を規制する新たなキャンペーンを1984年に展開した。1984年3月、ルーマニア共産党中央委員会発令の指令書には組織的管理制度と厳しい対策が入っていた。出産可能年齢期の女性は職場において、定期婦人科検診を受けることを義務づけた。妊婦については、出産にいたるまで追跡検査が行われ、医師には妊婦全員の経過報告を義務づけ、婦人科病棟は監視下におかれた。医学的理由なしに子供のいない夫婦をはじめ、25歳以上の未婚女性に対して特別税が課せられた。すべての流産の原因究明の調査が行われた。

1985年になり、中絶の機会はさらに狭められた。合法中絶の認可年齢が、42歳から45歳以上に引き上げられ、すでに子どもが4人いても、中絶要請の根拠とはみなされなくなった。1985年12月26日の法律第411により、中絶認可資格は少なくとも5人の子供を出産、育児責任を負っていることと定められた。

厳しいリプロダクティブ・ヘルス政策施行の結果、1966年から1989年における、ルーマニアの妊産婦死亡率は、ヨーロッパでもかつてない高率を示すことになった(1965年、出生10万に対する妊産婦死亡は85であったが、1983年には170に上昇)。さらに、違法で危険な中絶が妊産婦死亡の主たる原因になり、1980年から1989年の間における妊産婦死亡の80%を占めることになった。非公式推計によれば、また、出産可能年齢の女性の20%近くが不妊になってしまったという。これは、ひとりの女性が、40歳までに、平均少なくとも5回の違法中絶を経験したからだという。

1989年12月26日、ルーマニア暫定政権による最初の改革は、厳格な中絶法を撤廃することであった。その後すぐ、不妊手術と避妊具・薬の使用制限も撤廃した。しかし、1996年まで、新中絶法を制定しなかった。1996年11月の法律5-140号で、妊婦の同意があり、医療機関で、医師の承認を得た外科医が実施することを条件に、妊娠14週までの間の中絶は自由にできるようになった。14週を過ぎた後の中絶もそれが治療目的で絶対に必要であれば、法律の規定に従って許可される。女性の同意のある14週以降の中絶は6ヵ月から3年の禁固刑に処せられることもある。同意のない場合は、禁固刑が2年から7年にのび、その他の権利行使の一時停止が科せられる。違法中絶を実施する医師は、医師としての業務停止に処せられる。

この法律改正により、ルーマニアにおける中絶率は激増したが、一方で妊産婦死亡率は激減した。1989年、15歳から44歳の女性1,000人当たり中絶率は39であったが、1990年には199になった。1996年になり、15歳から44歳までの女性1,000人当たり中絶率は78に減少したが、依然としてルーマニアはヨーロッパでは最も高い。妊産婦死亡率も1990年出生10万対130で、これもヨーロッパでは最も高い。

1989年12月の革命以後、ルーマニア保健家庭省は、女性のリプロダクティブ・ヘルスを向上させ、中絶を減少させるため、一体となった努力を進めている。家族計画・性教育プロ

グラムの実施と避妊具・薬の自国生産が、同省の最優先課題である。しかし、リプロダクティブ・ヘルス・サービスの増加・向上をめざす政府の努力の前に、問題がたちはだかる。主なものとしては、医学・保健専門家たちに、人口、特に避妊に関する教育を施す必要があることである。前政府は避妊・家族計画・性教育を禁止する政策を押し進めたため、ルーマニアの多くの女性には近代的避妊法に対する知識がほとんどない。さらに、大部分の女性が近代的避妊には、副作用があると信じている。このため、近代的避妊法実行率は低く、1993年でわずか14%であった。また、ルーマニアの多くの医療従事者たちが、これまで近代的避妊法に関して経験に乏しく、近代的避妊法の安全性に懐疑的である。特に経口避妊薬(ピル)など、近年に開発された避妊法における進歩の認識に欠ける。1995-2000では、ルーマニアの合計特殊出生率は1.2と推定され、人口成長率はマイナス0.4%である。

ルワンダ (Rwanda)

中絶政策の主な特質

中絶の許可条件

女性の生命を救うため	○
身体的健康を維持するため	○
精神的健康を維持するため	○
強姦または近親姦	×
胎児の障害	×
経済的または社会的理由	×
女性の要請 (オン・リクエスト)	×

追加要件:

中絶は、公共病院または認定保健施設で、医師により行われねばならない。妊婦の健康が妊娠の継続で著しく悪化する恐れのあることを、医師2名が文書で証明しなければならない。

リプロダクティブ・ヘルスに関する諸状況

出生率に対する政府の考え	高すぎる
出生率に対する政府の介入	低下させる
避妊具・薬の使用に関する政策	直接的支援の提供
有配偶女性の近代的避妊実行率 (15-49 歳、1992)	13
合計特殊出生率 (1995-2000)	6.2
年齢別出生率 (15-19 歳の女子人口千対、1995-2000)	56
以下に対する政府の特別の関心の有無	
中絶に起因する疾病と死亡	-
妊娠・出産による合併症	-
妊産婦死亡率 (出生 10 万対、1990)	
ルワンダ	1300
東アフリカ	1060
女性の平均寿命 (1995-2000)	41.7

背景

1977年まで、ルワンダでは一般的に中絶は違法だった。ベルギー領コンゴの1940年の刑法典にもとづく刑法(1970年5月 法令43)には中絶禁止の例外規定はなかった。妊婦の生命を救うという一般刑法の緊急の必要性の原則でのみ実施できた。

1977年、ルワンダは新刑法を制定(1977年8月18日法律21-77)、中絶実施をある程度緩和した。この法律では、妊娠の継続により、妊婦の生命が深刻に脅かされる場合のみ中絶が認められていた。このような場合、医学上のセカンド・オピニオンが必要とされ、手術は国の医師または国の承認を得た医師が公立病院または認可を受けた民間病院で行われねばならない。

妊婦の同意なしに中絶をほどこした者は、5年から10年の禁固刑に、また妊婦の同意のもとで行われた場合も2年ないし5年の禁固刑に処せられる。保健従事者が中絶を行った場合は、1年から5年の業務停止処分に、また再逮捕者の場合は生涯停止処分となる。自己中絶を引

き起こした妊婦、または中絶に同意した妊婦は、2年から5年の禁固刑に処せられることがある。

ルワンダにおいては、非合法の中絶が実施されている。植物エキスまたは過度のマッサージを使用した中絶が一般に行われているが、中絶が広く行われているという報告はない。中絶があるとすれば、主に未婚女性の場合に限定されるようである。ルワンダの女性は避妊や中絶に頼るのではなく、服喪による禁欲や母乳育児の延長などの伝統的手段を使い、出生間隔をとる。

ルワンダでは、30年前から家族計画活動が行われている。近代的避妊具・薬を提供するはじめての家族計画プログラムは、1962年に設立されたが、家族計画目標が5か年計画に組み入れられたのは、1977-1981年度が最初であった。1974年、ルワンダ政府は社会人口問題科学審議会を設置、ここに常設の人口問題を取り扱う研究所が作られた。1981年には、国家人口局（ONAPO）が設立され、人口プログラムを実施すると同時に、家族計画サービスをあらゆる国内の保健に組み入れることとなった。

ルワンダ政府は、人口増加が国の開発に大きな障害となることを長い間危惧してきた。しかしながら、政府の行動は、根強い出産奨励の風潮ならびに家族計画に反対する宗教団体によって、阻まれている。農地に対する人口圧力から、人々の態度にも変化の兆しがあらわれはじめ、今では家族計画は国家発展にとって鍵となる要因であると考えられるようになった。宗教団体もルワンダにおける人口問題の深刻さを認識するようになり、反対の立場を軟化させている。1990年、家族計画プログラムの拡大が図られ、国家人口政策ならびに行動計画が採択された。その目指すところは、2000年までに人口増加率を3.7%から2.0%に減少させることである。また、同時に避妊実行率を2%から48%にまで上昇させ、合計特殊出生率を8.6から4.0に下げることが、目標として掲げられている。

しかしながら、いま現在におけるルワンダには、内戦勃発による深刻な問題が発生しており、50万人以上が死亡、また避難民の大流出が起きた。現在の課題は、保健と家族計画の基盤を再構築して、サービスに手が届くようにすることである。大量虐殺時代に性的虐待を受けた犠牲者は、HIV/エイズの感染・発病を含むリプロダクティブ・ヘルス分野の健康問題を引きずっている。国家人口局では、「戦争妊娠」「望まない子供」「忌むべき記憶の子供」は2,000人から5,000人と推定している。中絶は違法であるにもかかわらず、内戦後は強姦による妊娠の中絶が相当数にのぼり、ルワンダの医師は、自己中絶や闇中絶の失敗からの重症の合併症になった女性を治療することとなった。この結果、大量虐殺で多くの命が失われたことによる一般的な出産奨励・人口増加の見方があるにもかかわらず、中絶法をさらに緩和させようという政治的圧力もみられる。

ルワンダの妊産婦死亡率推計は1990年当時で出生10万中1,300、近代的避妊実行率は低く、1992年で13%、合計特殊出生率推計は1995-2000年で6.2であった。

ロシア連邦 (Russian Federation)

中絶政策の主な特質

中絶の許可条件

女性の生命を救うため	○
身体的健康を維持するため	○
精神的健康を維持するため	○
強姦または近親姦	○
胎児の障害	○
経済的または社会的理由	○
女性の要請 (オン・リクエスト)	○

追加要件:

中絶には、妊婦の同意が必要である。病院またはその他の認定医療機関において、有資格医師によって、行われる中絶に対し認可が与えられる。妊娠12週以内の中絶は、要請により可能である。それ以後は28週まで、司法的、遺伝的、致命的、広義の医療的、社会的理由によるもの、あるいは個人的な理由であるが地元の医師委員会が特別に許可したものが認められる。

リプロダクティブ・ヘルスに関する諸状況

出生率に対する政府の考え	低すぎる
出生率に対する政府の介入	高める
避妊具・薬の使用に関する政策	直接的支援の提供
有配偶女性の近代的避妊実行率 (15-49 歳、1996)	55 ^{a, b}
合計特殊出生率 (1995-2000)	1.4
年齢別出生率 (15-19 歳の女子人口千対、1995-2000)	45
以下に対する政府の特別の関心の有無	
中絶に起因する疾病と死亡	○
妊娠・出産による合併症	○
妊産婦死亡率 (出生 10 万対、1990)	
ロシア	75
先進国	27
女性の平均寿命 (1995-2000)	72.8

a 可能な場合は、合意によるカップルを含む。

b 母乳哺育を除外するため出所データを調整。

背景

すべての旧ソビエト連邦共和国と同様に、ロシア連邦 (1992年まではロシア・ソビエト連邦社会主義共和国) における中絶法と規制は、旧ソビエト連邦時代から、引き継がれている。したがって、ロシア連邦における中絶状況は、旧ソビエト連邦時代とあまり変わらない。

1936年6月27日制定のソビエト法令により、ソビエトにおける中絶は、生命の危険、健康への脅威、親からの深刻な遺伝病がある場合を除き、禁止された。中絶は病院または産院で実施する必要があった。病院外で、かつ以上の根拠の一つもない状況で中絶を実施した医

師は2年の禁固刑の対象となった。非衛生的な環境で実施したり、医学教育を受けていない医療従事者が中絶を行ったりした場合、3年以下の禁固刑に処せられた。女性に中絶を受けるよう圧力をかけた場合も2年の禁固刑となった。妊婦自身が中絶をした場合、懲戒を受け、繰り返し中絶をした場合には、300ルーブルを上限とする科料に処せられた。

1955年11月23日の条例により、ソビエト政府は1936年法令の中絶禁止を撤廃した。1955年に発布された他の規則で、妊娠の最初の12週には禁忌症状がないかぎり自由に中絶ができ、それ以降は妊娠の継続と出産が母体の損傷(胎児の障害も含め)につながると判断される場合に限って許可されることになった。中絶は病院で医師が施術しなければならず、母親の生命への危険がある場合をのぞき、有料となった。違法に中絶をした人は刑法典のものと刑法で定めた刑罰をうける。たとえば、病院外で実施した場合は、最高1年の禁固刑、上級医学資格のない人が実施した場合には、最高2年の禁固刑の対象となった。違反行為を繰り返した場合、または妊婦が死亡ないし重傷を負った場合には、最高8年までの禁固刑の対象となった。自分で中絶した女性には罰則は科せられない。

1955年の条例にもかかわらず、違法中絶が完全に無くなったわけではなかった。これは避妊に関する見解が政府内で対立していたことも原因の一部であった。政府は時には避妊法に賛同したものの、具体的な避妊具・薬が国民の手に届くような対策はほとんどとらず、1974年には経口避妊薬(ピル)の普及を禁止した。この状況も、当時の政府が中絶を好ましく考えず、出産奨励策を復活させたことが原因だった。その結果、中絶を家族計画の基本的な手段として頼ることとなった。

違法中絶の率が高いことに懸念を示した政府は、1982年の法令で、健康理由の中絶を28週まで許可した。その後も許可の範囲を徐々に拡大し続け、1987年12月31日の指令で医学的理由以外の理由でも28週目まで要請があれば中絶できるようにした。その理由の中には、妊娠中の夫の死亡、母親としての権利の剥奪、すでに5人以上の子供がいること、妊娠中の離婚、強姦による妊娠、家族に障害児を抱えていることなどがあつた。さらに、同指令では委員会の承認があれば、これ以外の理由でも中絶できることを定めた。

1996年、保健省は省令を出し、妊娠初期12週以降の社会的理由で中絶ができる状況について、それまでの中絶許可状況に加えて6つの状況をあげた。夫の障害、夫または妻の失業、女性の未婚の状態、女性の経済不安、女性に住宅がないこと、女性の立場が難民であること、または再定住が必要なこと、であった。一方で、委員会の承認があれば、これ以外の理由でも中絶できる、という項目を削除した。さらに7月に新しい省令を出し、社会的理由による中絶許可時期を28週から22週に短縮した。この変更は、(a)ソ連邦崩壊後の女性が置かれた経済的、社会的に困難な状態、(b)妊娠時期が進んでからの中絶の要件をうまく切り抜ける女性の能力 (c)妊娠初期に母体の外で胎児の生命を維持する医療技術、の3つの要因を反映しているようである。

さらに、1996年の同時期に、ロシア連邦は新しい刑法を制定し、その中に違法中絶に関する規定も入れた。新刑法は中絶を一括禁止していた旧法を撤廃し、中絶を違法扱いするのは、適切な資格のない人が実施した場合のみとなった。また、新刑法では、資格のある医師が実施する限り、それまでの罰則は実質的にすべて撤廃した。

妊娠初期12週以降の中絶許可条件を拡大したことに政府の避妊に対するあいまい姿勢があいまって、公式記録の中絶件数が劇的に増加した。中絶数が多いことには、数多くの理由が考えられる。たとえば、高品質の近代的避妊具・薬の不足と信頼性に欠ける伝統的方法への依存、避妊ならびに有害な反復中絶についての知識の欠如、医師、看護師、教師、その他専門家に対する訓練不足がある。

1990年、全連邦で390万件の中絶の届け出があつた。これは15-44歳の女性1,000人あたり119.6で、世界でも最も高い部類である。しかし、これには地方保健サービスや民間の診療所で実施しているもの、初期の真空吸引法、自己中絶は含んでおらず、中絶実数はこれよ

りも多いと考えられる。1994-1997年に家族計画事業が実施され、国際家族計画連盟（IPPF）によれば、中絶率は29%の減少をみた。それでも、1995年の中絶率は15-44歳の女性1,000人当たり68.4と推定された。さらにロシア連邦の中絶率は出生数のおよそ2倍と推定される。

ロシア連邦における妊産婦死亡率は、1980年に出生10万に対して68、1988年に50、1990年は75だった。これらの数字は旧ソ連邦およびヨーロッパの中で最も高い率である。一方、1995-2000年の人口増加率はマイナス0.2%、合計特殊出生率は1.4であり、連邦政府はどちらも低すぎるとみている。

人口に関する状況改善をめざし、ロシア連邦大臣審議会のもとに、家庭人口政策委員会が設立され、1991年-1995年における国家家族計画プログラムが作成された。プログラムの目指すところは、次のようなことがらである。市民の態度の変革を目指し、家族計画を受ける権利についての啓発を行い、個人とカップルのリプロダクティブ・ヘルスを保護し、望まれかつ健康な子供を持つことを可能にすることである。このプログラムは地方プログラムの基礎を作るものであり、さまざまな組織・共同体などによる活動に対し、それぞれの人口ならびに宗教的特色をいかしつつ、支援する働きをする。1994年のカイロでの国際人口開発会議の後、政府は大統領家族計画事業、大統領安全な母性事業を設置した。1999年までに、これらの事業の成果として中絶件数が3分の1に減少し、中絶関連の妊産婦死亡率が20%減ったことを発表した。

近代的避妊法の実行率は、1996年で55%であり、これをさらに伸ばすには避妊具・薬を入手しやすくすることとその品質が障壁となっている。1992年、ロシア連邦に2カ所だけあるコンドーム工場が生産を中止したと報じられた。原因は、ラテックスの輸入が続けられなくなったためである。また、子宮内避妊具（IUD）を生産していた唯一の工場も、低品質に対する苦情のため閉鎖された。

付 録

1. 世界各国の中絶政策一覧 2007年版
2. 参考文献

国連人口部: 世界各国の中絶政策一覧
2007年4月

地域/国名	中絶が認められる要件								中絶率			避妊法		合計特異出生率 2000-2005	妊産婦死亡率 (出生10万対) 2000	
	女性の 生命を救う	身体的 健康 の保持	精神的 健康 の保持	強姦 近親姦	胎児の 障害	経済/ 社会的 理由	女性の 重婚 (ポリガ スト)	年 度	(h)	(i)	年 度	(k)	(l)			(m)
全世界	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
先進工業地域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
開発途上地域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ブルンジ	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
コモロ	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ジブチ	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
エリトリア	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
エチオピア	X	X	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ケニア ¹	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
マダガスカル ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
マラウイ ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
モーリシャス ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
モザンビーク	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ルワンダ	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
セーシェル	X	X	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソマリア ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ウガンダ ¹	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
タンザニア ¹	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ザンビア	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ジンバブエ	X	X	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中央アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アンゴラ ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カメルーン	X	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中央アフリカ ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
チャド ²	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
コンゴ ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
コンゴ共和国 ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
赤道ギニア	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

ガボン ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2000	33/12	4.0	420
サントメ・プリンシペ ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2000	29/27	4.1	..
北アフリカ															
アルジェリア	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2001	51/45	3.2	235
エジプト	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2000	64/50	2.5	140
リビア	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2005	59/57	3.3	84
モロッコ	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1995	45/26	3.0	97
スーダン	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2003/04	63/55	2.8	220
チュニジア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1996	107 ⁴	63/53	4.4	590
	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2001	63/53	63/53	2.0	120
南アフリカ															
ボツワナ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1998	52/51	52/51	2.9	247
レソト	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2000	40/39	40/39	3.2	100
ナミビア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2004	37/35	37/35	3.6	550
南アフリカ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2000	44/43	44/43	4.0	300
スワジランド	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1998	56/55	56/55	2.8	230
	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2000	28/26	28/26	4.0	370
西アフリカ															
ベナン	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2002	13/8	13/8	5.8	886
ブルキナファソ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2001	19/7	19/7	5.9	850
ケープベルデ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2003	14/9	14/9	6.7	1 000
コート・ジボアール	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1998	53/46	53/46	3.8	150
ガンビア ¹	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1998/99	15/7	15/7	5.1	690
ガーナ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2000	10/9	10/9	4.7	540
ギニア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2003	25/19	25/19	4.4	540
ギニアビサウ ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2005	9/6	9/6	5.9	740
リベリア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2000	8/4	8/4	7.1	1 100
マリ ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1986	6/6	6/6	6.8	760
モーリタニア ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2001	8/6	8/6	6.9	1 200
ニジェール ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2000/01	8/5	8/5	5.8	1 000
ナイジェリア ⁵	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2000	14/4	14/4	7.9	1 600
セネガル	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2003	13/8	13/8	5.8	800
シエラレオネ ¹	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2005	12/10	12/10	5.0	690
トーゴ	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2000	4/4	4/4	6.5	2 000
	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2000	26/9	26/9	5.4	570
アジア															
東アジア															
中国	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1999	63/58	63/58	2.5	324
北朝鮮	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1997	82/81	82/81	1.7	53
日本 ⁶	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2004	90/90	90/90	1.7	56
モンゴル	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1990/92	62/53	62/53	2.0	67
	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2000	56/51	56/51	1.3	10
	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2000	67/54	67/54	2.4	110

韓国	X	X	X	X	X	X	X	X	X						1997	81/67		1.2	20
南・中央アジア																			
アフガニスタン															2000	48/42		3.2	524
バングラデシュ	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2000	5/4 ⁴		7.5	1 900
ブータン	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2004	58/47		3.2	380
インド	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		1994	19/19 ⁸		4.4	420
イラン ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1998/99	48/43 ⁴		3.1	540
カザフスタン	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		1997	73/56		2.1	76
キルギス	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		1999	66/53		2.0	210
モルディブ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		1997	60/49		2.7	110
ネパール	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		1999	42/33		4.3	110
パキスタン ⁹	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		2001	39/35		3.7	740
スリランカ	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2000/01	28/20		4.3	500
タジキスタン	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		2000	70/50		2.0	92
トルクメニスタン	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		2000	34/27		3.8	100
ウズベキスタン	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		2000	62/53		2.8	31
	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		2002	68/63		2.7	24
南東アジア																			
ブルネイ	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2002	60/51		2.5	214
カンボジア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		2000	24/19		4.1	450
インドネシア	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2002/03	60/57		2.4	230
ラオス	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		2000	32/29		4.8	650
マレーシア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		1994	55/30 ⁴		2.9	41
ミャンマー	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2001	37/33		2.5	360
フィリピン ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2003	49/33		3.2	200
シンガポール	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		1997	62/53		1.4	30
タイ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		1996/97	72/70		1.9	44
東ティモール															2003	10/9		7.8	660
ベトナム	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		2002	79/57		2.3	130
	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X						
西アジア																			
アルメニア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		1996	46/28		3.4	178
アゼルバイジャン	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		2000	61/22		1.3	55
バーレーン	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		2001	55/12		1.9	94
キプロス	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		1995	62/31 ¹²		2.5	28
グルジア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		2005	47/27		1.5	32
イラク	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1989	14/10 ¹²		4.8	250
イスラエル	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		1987/88	68/52 ¹³		2.9	17
ヨルダン	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		2002	56/41		3.5	41
クウェート	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		1996	50/41 ¹²		2.4	5
レバノン	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1996	61/37		2.3	150

オマーン	X	-	-	-	-	-	-	-	-	1995	24/18 ¹²	3.8	87
カタール	X	X	-	-	X	-	-	-	-	2004	1.2	1998	43/32 ¹²	3.0	7
サウジアラビア	X	X	-	-	-	-	-	-	-	1996	32/29 ¹²	4.1	23
シリア ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	1993	40/28	3.5	160
トルコ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1998	64/38	2.5	70
アラブ首長国連邦	X	-	-	-	-	-	-	-	-	1995	28/24 ¹²	2.5	54
イエメン	X	-	-	-	-	-	-	-	-	1997	21/10	6.2	570
ヨーロッパ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1996	68/50	1.4	24
東ヨーロッパ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1996	62/36	1.3	46
ベラルーシ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2004	31.7	1995	50/42	1.2	35
ブルガリア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2003	21.3	1997	42/26	1.2	32
チェコ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2005	12.2	1997	72/63	1.2	9
ハンガリー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2005	23.4	1992/93	77/68	1.3	16
モルドバ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2004	17.6	2000	62/43	1.2	36
ポーランド	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2004	0.0	1991	49/19	1.3	13
ルーマニア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2004	27.8	1999	64/30	1.3	49
ロシア連邦	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2004	53.7	1996	65/47	1.3	67
スロバキア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2005	11.7	1991	74/41 ¹⁴	1.2	3
ウクライナ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2004	27.5	1999	68/38	1.1	35
北ヨーロッパ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1999	79/74	1.7	12
デンマーク	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2005	14.3	1988	78/72 ¹⁴	1.8	5
エストニア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2005	33.3	1994	70/56 ¹⁵	1.4	63
フィンランド	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2004	11.1	1989	77/75	1.7	6
アイスランド	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2004	14.1	2.0	..
アイルランド	X	-	-	-	-	-	-	-	-	1.9	5
ラトビア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2004	27.3	1995	48/39	1.3	42
リトアニア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2004	13.9	1994/95	47/31	1.3	13
ノルウェー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2005	15.2	1988/89	74/69	1.8	16
スウェーデン	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2005	20.2	1.6	2
イギリス ¹⁶	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2005	17.0 ¹⁷	2002	84/81 ¹⁸	1.7	13
南ヨーロッパ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1996	68/49	1.3	9
アルバニア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2003	9.6	2002	75/8	2.3	55
アンドラ ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3	..
ポスニア・ヘルツェゴビナ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2000	48/16	1.3	31
クロアチア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2004	5.7	1.3	8
ギリシャ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1999	5.0	1.3	9
バチカン ¹⁰	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	..
イタリア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2004	10.6	1995/96	60/39	1.3	5

マルタ ²⁰	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.5	..
モンテネグロ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.7	..
ポルトガル	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.5	5
サンマリノ ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3	..
セルビア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.7	..
スロベニア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.2	17
スペイン	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.3	4
マケドニア/旧ユーゴスラビア共和国	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.5	23
西ヨーロッパ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.6	12
オーストリア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.4	4
ベルギー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.7	10
フランス	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.9	17
ドイツ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.3	8
リヒテンシュタイン	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.4	..
ルクセンブルグ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.7	28
モナコ ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0	..
オランダ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.7	16
スイス	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.4	7
ラテンアメリカ/カリブ海	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.5	189
カリブ海	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.5	281
アンティグア・バーブーダ ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.2	..
バハマ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2.3	60
バルバドス	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.5	95
キューバ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.6	33
ドミニカ	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0	..
ドミニカ共和国	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.7	150
グレナダ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2.4	..
ハイチ ²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.0	680
ジャマイカ ¹	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2.4	87
セントキッツ・ネイヴィーズ ¹	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2.4	..
セントルシア	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2.2	..
セントビンセント・グレナディーン	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2.3	..
トリニダード・トバゴ ¹	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	1.6	160
中央アメリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.7	114
ペルー ²	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	3.2	140
コスタリカ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2.3	43
エルサルバドル ²⁰	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9	150
グアテマラ	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.6	240

ホンジュラス ²²	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2001	62/51	3.7	110
メキシコ ²³	X	-	-	X	-	-	-	-	-	-	-	1997	68/60	2.4	83
ニカラガ ²⁰	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2001	69/66	3.3	230
パナマ	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.7	160
南アメリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	1997	75/66	2.5	213
ボリビア	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.4	82
ブラジル	X	-	-	X	-	-	-	-	-	-	-	2003/04	58/35	4.0	420
チリ ²⁰	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1996	77/70	2.3	260
コロンビア	X	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0	31
エクアドル	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	2000	77/64	2.6	130
ギアナ	X	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	1999	66/50	2.8	130
パラグアイ	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2000	37/36	2.3	170
ペルー	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2004	73/61	3.9	170
スリナム	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2003/04	71/47	2.9	410
ウルグアイ	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	2000	42/41	2.6	110
ベネズエラ	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.3	27
北アメリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カナダ	X	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	1995	76/71	2.0	16
アメリカ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2003	75/73	1.5	6
												2003	20.8 ²⁴	2.0	17
オセアニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストラリア/ニュージーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1990	62/57	2.3	111
オーストラリア ²⁵	X	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	1988	76/72	1.8	8
ニュージーランド	X	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	1986	76/72	1.7	8
												1995	75/72	2.0	7
メラネシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フィジー ¹	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.9	258
バプア・ニューギニア	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9	75
ソロモン諸島	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1996	26/20	4.1	300
バヌアツ	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.3	130
												-	-	4.2	130
ミクロネシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キリバチ	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.4	3
マーシャル諸島	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.0	..
ミクロネシア	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.3	..
ナウル ¹	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.4	..
パラオ	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.2	..
												-	-	1.9	..
ポリネシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
												-	-	3.3	50

	X	X	X	X	X	-	-	-	-	-	1996	63/60	2.7	..
クック諸島	X	X	X	X	X	-	-	-	-	-	63/60	2.7	..
ニウエ	X	X	X	X	X	-	-	-	-	-	2.3	..
サモア	X	X	X	X	X	-	-	-	-	-	4.4	130
トンガ	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.5	..
ツバル	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.7	..